

工事関係委託に係る入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

会津若松市工事関係委託契約約款の一部改正について (通知)

このことについて、下記のとおり工事関係委託契約約款を一部改正いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 改正した契約約款

- (1) 会津若松市建築設計業務委託契約約款 (著作権を共有)
- (2) 会津若松市建築設計業務委託契約約款 (著作権を発注者に譲渡)
- (3) 会津若松市土木設計業務委託契約約款
- (4) 会津若松市測量業務委託契約約款
- (5) 会津若松市調査業務委託契約約款
- (6) 会津若松市工事監理業務委託契約約款

2 改正内容

- (1) 「発注者の解除権」、「談合その他の不正行為による解除」、「受注者の解除権」、「解除に伴う措置」及び「賠償の予約」の規定において、「契約」を「この契約」に改める他、所要の改正措置を講じ、契約の解除並びに違約金について対象範囲を明確にした。
- (2) 受注者が違約金を支払わなければならない場合として、破産法に基づく破産管財人、会社法に基づく管財人及び民事再生法に基づく再生債務者による契約解除があり、履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により履行不能となった場合を規定。
- (3) 会津若松市工事監理業務委託契約約款において、契約保証として金銭的保証を求め、連帯保証人を立てる規定を削除。

3 適用日

平成 29 年 3 月 1 日以降に締結する契約から適用する。

4 その他

改正後の工事請負契約約款については、市ホームページ>入札情報>7 関係例規等/
様式>規程様式/契約約款/その他書類 に掲載しております。